

大阪市後期高齢者医療保険料の徴収方法の選択に関する要綱

制定 平成 20 年 12 月 25 日

1 趣旨

この要綱は、後期高齢者医療保険料を特別徴収されている者又は特別徴収される予定の者について、口座振替を利用することにより徴収方法を普通徴収に変更する場合の手続き、対象者の認定その他後期高齢者医療保険料の徴収方法の変更に関し必要な事項を定めるものとする。

2 徴収方法変更の手続きについて

（1）特別徴収開始依頼から除外する場合

ア 特別徴収開始を年金保険者に依頼していない被保険者で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 23 条第 3 号の規定に基づき、後期高齢者医療保険料を口座振替の利用による普通徴収の方法により徴収する旨の認定を受けようとするものは、第 1 号様式の申出書に必要事項を記載して、区役所保険業務担当に提出しなければならない。

イ 上記アの認定を行った場合は、特別徴収開始依頼の対象者から除外するものとする。

（2）特別徴収停止依頼を行う場合

ア 特別徴収開始依頼を年金保険者に行っている被保険者のうち、施行令第 23 条第 3 号に該当することとなったものは、特別徴収の停止を年金保険者に依頼するものとする。

イ 上記アに規定する認定を受けようとする者は、第 1 号様式の申出書に必要事項を記載して、区役所保険業務担当に提出しなければならない。

（3）翌年度以降の特別徴収について

ア 上記（1）ア及び（2）アに規定する認定（以下「徴収方法変更の認定」という。）を受けた者は、翌年度の後期高齢者医療保険料を円滑に徴収することができる認められない場合（認定後に後期高齢者医療保険料に未納が生じた場合など）を除き、翌年度 10 月以降の特別徴収開始依頼の対象者から除外するものとする。

イ 上記アの規定により翌年度 10 月以降の特別徴収開始依頼の対象者から除外された者は、翌々年度の後期高齢者医療保険料を円滑に徴収することができると認められない場合を除き、翌々年度 10 月以降の特別徴収開始依頼の対象者から除外するものとする。以降、各年度同様の取扱いとする。

（4）申出書について

上記（1）ア及び（2）イに規定する申出書（以下「申出書」という。）には、申

出書に記載の口座からの口座振替の方法により後期高齢者医療保険料を確実に納付する旨の誓約及び徴収方法変更後に未納が生じた場合は翌年度以降特別徴収となる旨の了承も兼ねるため、本人が署名をしなければならない。

(5) 口座振替の依頼について

上記（1）ア及び（2）アに規定する認定に係る申出を行う者（以下「申出者」という。）は、申出書を提出するほか、本市の後期高齢者医療保険料の口座振替依頼を行わなければならない。

ア 口座振替の依頼を本市、金融機関のいずれにも行っていない者は、申出書の提出の際に、本市が別に定める後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書・自動払込利用申込書（以下「口座振替依頼書」という。）に必要事項を記入のうえ、併せて区役所保険業務担当に提出しなければならない。

イ 口座振替依頼書を先に金融機関に提出している者は、申出書の提出の際に、本人控えの写しを併せて区役所保険業務担当に提出しなければならない。

ウ 口座振替を既に本登録されている者や仮登録中の者については、担当職員は、国保等システムにてその旨を確認するものとする。

(6) 徴収方法変更に係る事後の処理

徴収方法変更の認定を行った場合は、次のとおり事後の処理を行う。

ア 徴収方法変更の認定を行った場合は、当該被保険者について国保等システムの摘要情報にその旨を登録する。

イ 国保等システムにおいて、偶数月（8日基準日）ごとに、摘要情報に上記①の登録がされている者を抽出し、その者について特別徴収開始依頼の対象者から除外し、又は2か月後の特別徴収の停止を依頼する（いずれもシステムによる自動処理）。

ウ 毎年の年次の特別徴収開始依頼の際に、摘要情報に上記①の登録がされている者を抽出し、10月の特別徴収開始依頼の対象者から除外する（システムによる自動処理）。

(7) 徴収方法変更の認定に係る結果の通知

申出者に対しては、徴収方法変更の認定に係る結果について、次に掲げる区分に応じ、次に定める通知書を送付する。

ア 申出者のうち、上記2、（1）、アの認定を受け、特別徴収開始依頼の対象から除外されるもの 第2号様式の徴収方法変更認定通知書

イ 申出者のうち、上記2、（1）、アの認定が行われなかつたため、特別徴収開始依頼の対象となるもの 特別徴収開始通知書

ウ 申出者のうち、上記2、（2）、アに規定する認定を受け、特別徴収の停止依頼を行うもの 特別徴収停止通知書

エ 申出者のうち、上記2、（2）、アに規定する認定が行われなかつたため、特別徴収を

停止しないもの 第3号様式の徴収方法変更不承認決定通知書

3 対象となる者の認定について

（1）申出があった時点

ア 申出書において「確実に納付すること」、「未納が生じた場合は特別徴収に戻されることを了承すること」について本人署名による誓約をした場合、「特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる」の要件を一定みたすものとする。

イ ただし、申出の日の属する年度の前年度の後期高齢者医療保険料についてまったく納付がされていないなど、納付の意思がないにもかかわらず申出を行っていることが明らかな場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定しない。

（2）翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点

翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点において、普通徴収に変更後の後期高齢者医療保険料の納付実績を確認し、未納がある場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定を取り消し、年次特別徴収開始（10月）を依頼する。

4 施行日

この要綱は、平成20年12月25日から施行する。

5 旧要綱の廃止

大阪市後期高齢者医療保険料の徴収方法の変更に関する要綱（平成20年7月25日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

6 経過措置

- （1）旧要綱の規定に基づく申出は、この要綱の規定に基づく申出とみなす。
- （2）旧要綱の規定に基づく認定は、この要綱の規定に基づく認定とみなす。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日一部改正）

令和元年5月1日から施行する。

**後期高齢者医療保険料
口座振替の利用による徴収方法変更の申出書**

年 月 日

大 阪 市 長 様

私は、後期高齢者医療保険料を口座振替により納付することを希望し、その旨、必要書類を添えて申し出ます。

被 保 險 者	氏 名		被保険者番号	
	住 所			
	電話番号			

振 替 口 座	金融機関名		支店名	
	口座種別		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人		被保険者 との 続柄	

- 上記口座からの振替により、後期高齢者医療保険料を確実に納付します。
- 年金からの支払いに変更する旨の申出を行わない限り、口座振替の方法による納付の継続を希望します。
- 保険料に未納が生じた場合は、年金からの支払いに変更されることを了承します。

<本人署名> _____

〈区役所使用欄〉

※ この面には何も記入しないでください。

決 裁	課 長	課長代理	係 長	係 員	国保等システムにおける処理	
					入力日	担当者

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第3号 に該当
該当しない

○ 口座振替申請の状況 本登録済 ・ 仮登録中 ・ 本人控え持参 ・ 申請書同時提出

○ 振替口座の確認 国保と同一口座 ・ 通帳等で確認

○ 振替口座名義人
本人 ・ 世帯主 ・ 配偶者 ・ その他の同居人
上記以外の家族 (_____)
その場合の承諾書 あり ・ 事後に提出

○ 直近の後期高齢者医療保険料の納付状況

- 本市後期高齢者医療資格取得年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 過去の普通徴収納期数
当年度 _____ 月 (_____ 月 ~ _____ 月) うち納付済月数 _____
前年度 _____ 月 (_____ 月 ~ _____ 月) うち納付済月数 _____
- 未納があった場合の未納理由および納付の見込み

○ その他特記事項 _____

後期高齢者医療保険料
口座振替の利用による徴収方法変更認定通知書

第 年 月 日
号

大 阪 市 長

年 月 日付けの後期高齢者医療保険料の口座振替の利用による徴収方法変更の申出について、次のとおり認定しましたので通知します。

あなたの後期高齢者医療保険料については、口座振替の方法により納めていただくことになります。

被保険者氏名		被保険者番号	
住 所			
認定年月日	年 月 日		
認定事由	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第3号に該当するため、 年 月からの特別徴収開始依頼を年金保険者に行ないます。		

<ご注意>

保険料に滞納が生じた場合は、特別徴収の方法により保険料を納めていただくことになりますので、口座の残高不足などにはくれぐれもお気をつけ願います。

＜口座振替の方法への変更について＞

口座振替の方法により後期高齢者医療保険料を納付する旨を申し出た被保険者の方で、特別徴収の方法（年金からのお支払い）によって徴収するよりも、普通徴収の方法（口座振替の方法）によって徴収することが円滑に保険料の徴収を行うことができると市町村が認める方については、特別徴収の開始を年金保険者（厚生労働大臣、共済組合など）に依頼しません。

特別徴収の開始を年金保険者に依頼しないことにより、保険料は口座振替の方法により納めていただくことになります。

＜根拠条文＞

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第3号

（特別徴収の対象とならない被保険者）

第23条 準用介護保険法第135条第1項から第3項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。

（1）～（2）省略

（3）前2号に掲げる被保険者のほか、口座振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であって、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によって徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認めるもの

＜この認定に不服がある場合について＞

この認定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

この認定の取消しの訴えについては、この認定の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この認定の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- （2）この認定、この認定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

ただし、上記の期間が経過する前に、この認定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する採決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、認定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや認定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

後期高齢者医療保険料
口座振替の利用による徴収方法変更不承認決定通知書

第 号
年 月 日

大 阪 市 長

年 月 日付けの後期高齢者医療保険料の口座振替の利用による徴収方法変更の申出について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

あなたの後期高齢者医療保険料については、年金からの特別徴収の方法により納めていただることになります。

被保険者氏名		被保険者番号	
住 所			
決 定 年 月 日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
不 承 認 の 理 由	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第3号について、</p> <p><input type="radio"/> 特別徴収の方法によって徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によつて徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると認めることができないため (その理由)</p> <p><input type="radio"/> その他 ()</p>		

＜口座振替の方法への変更について＞

口座振替の方法により後期高齢者医療保険料を納付する旨を申し出た被保険者の方について、特別徴収の方法（年金からのお支払い）によって徴収するよりも、普通徴収の方法（口座振替の方法）によって徴収することが円滑に保険料の徴収を行うことができると認めることができない方については、特別徴収の開始を年金保険者（厚生労働大臣、共済組合など）に依頼することになります。

特別徴収の開始を年金保険者に依頼することにより、保険料は年金からの特別徴収の方法により納めていただくことになります。

＜根拠条文＞

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第3号

（特別徴収の対象とならない被保険者）

第23条 準用介護保険法第135条第1項から第3項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。

（1）～（2）省略

（3）前2号に掲げる被保険者のほか、口座振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であって、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によって徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認めるもの

＜この決定に不服がある場合について＞

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えについては、この決定の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この決定の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- （2）この決定、この決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることできなくなり、また、審査請求に対する採決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。